

国税通則法の改悪反対・納税者の 権利確立を求める国会請願署名

【請願趣旨】

菅内閣が決定した「税制改正大綱」には 11 年度税制の「改正」とあわせて、「納税者権利憲章」の策定、国税通則法「改正」が含まれています。

「納税者権利憲章」は国税庁が作成する行政文書とし、課税庁に対する強制力もなく、納税者の権利保護もあいまいです。

国税通則法「改正」案には、①白色申告者の記帳を義務化、②税務調査（増額更正）期間を 5 年に延長、③修正申告の強要の合法化、④再調査権の新設、⑤事前通知しないことを法定化、⑥資料、伝票等を税務当局がいくらかでも預かることができる領置権の拡大、⑦更正の請求を行う納税者への挙証責任の義務化など、納税者の権利を侵害する規定が数多く入れられようとしています。

中小業者は日々、国民の暮らしと経済の振興に寄与するため奮闘しています。いま以上の過重な記帳負担や横暴な徴税行政には耐えられません。消費税の免税点引き下げや簡易課税制度の縮小はやめるべきです。

【請願項目】

1、税務署の調査権を強化する国税通則法の改悪を行わないこと。

憲法の理念に基づき、税務行政に適正手続きを貫く「納税者の権利憲章」を国民合意で制定すること。

氏 名	住 所

全国商工団体連合会（取扱団体： ）